

平成29年7月21日

報道関係者 各位

島原市市長公室

平成29年7月福岡・大分大雨災害に係る  
災害救助法適用被災地への災害見舞金について

標記災害により災害救助法が適用された被災自治体に対し、本市の災害見舞金支出基準に基づき、下記により島原市からの災害見舞金を持参または送金しますので、お知らせします。

記

1 災害見舞金額

被災自治体に対し各10万円（合計50万円）

2 災害見舞金の持参先

人的被害や家屋損壊等の被害が特に大きかった福岡県朝倉市及び大分県日田市を、古川隆三郎島原市長と本多秀樹島原市議会議長が訪問し災害見舞金をお届けします。

訪問日時

平成29年7月23日（日） 10時 日田市役所、13時 朝倉市役所

3 災害見舞金の送金先

福岡県添田町、東峰村及び大分県中津市に対し各10万円を、各市町村の義援金取扱口座へ7月27日送金予定

4 平成28年度の災害見舞金状況

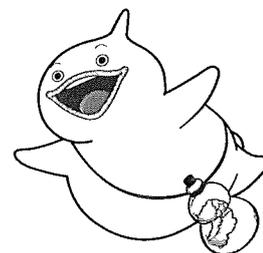
- (1) 熊本地震に対し、熊本県へ100万円を送金済
- (2) 台風10号被害に対し、北海道と岩手県へそれぞれ70万円を送金済（合計140万円）
- (3) 鳥取県中部地震に対し、倉吉市、湯梨浜町、北栄町、三朝町へそれぞれ10万円を送金済（合計40万円）
- (4) 新潟県糸魚川市駅北大火被害に対し、糸魚川市へ10万円を送金済

※平成29年度の災害見舞金は今回が初めてとなります。

有明海にひらく湧水あふれる 火山と歴史の田園都市



担当 島原市 秘書人事課 秘書広報班 担当 鎌取  
電話 0957-63-1111（内線127）  
E-mail h-kuwatori@city.shimabara.lg.jp



島原守護神キャラクター  
「しまばらん」